

## 「それ、違法です。～放送番組の違法配信撲滅キャンペーン～」 新啓発スポットの制作・放送について

一般社団法人 日本民間放送連盟〔民放連、会長＝井上弘TBSテレビ名誉会長〕では、インターネット上の放送番組の違法配信が横行している状況に鑑み、平成26年度から、「それ違法です。～放送番組の違法配信撲滅キャンペーン～」を実施していますが、この度、新たな啓発スポットを制作し、全国の民放各局で放送することになりました。

この2年間のキャンペーンにより、“権利者に許諾を得ないまま、勝手にネット上にアップロードして公開する行為は違法である”という認識は高まってまいりました。

今回の啓発スポットでは、違法アップロードに関する具体的な刑罰を明示することにより、違法アップロードを違法だと知りながら軽い気持ちで行っている人や、違法行為であることを知らずに行っている人、また、その動画を見ている人たちに、違法性の認識をさらに高めていただくことを狙いとしています。

これらの啓発スポットは、本日から、全国の地上波およびBSの民放テレビ局で3月末まで集中的に放送されます。



平成28年度「それ、違法です。～放送番組の違法配信撲滅キャンペーン～」の概要

**【啓発スポットの放送】**

<放送期間> 平成29年1月26日(木)～3月31日(金)

<放送本数> 上記期間に原則として「100本を目安」に放送

<放送素材> 「先生と生徒たち」…15秒素材を3バージョン(5種)

**【インターネットによる展開】**

啓発スポットの放送期間にあわせ、ウェブサイトを活用してキャンペーン効果を高める。

- 各社の動画配信の際の利用  
各社が実施している、有料・無料の動画配信サイトにおいて啓発スポットを配信
- 本キャンペーンに賛同する動画サイトにおける啓発スポットの配信等  
本キャンペーンの趣旨に賛同・協力いただける動画サイトにおいて、民放連の啓発スポットを配信。
- オフィシャルウェブサイトおよび各社のウェブサイトへの啓発スポットの掲載
- SNSを活用した展開
- 正規サイトへのリンク集の作成  
各社番組配信サイトへのリンク集をオフィシャルウェブサイトに掲載

本件に関するお問い合わせ：民放連 番組・著作権部